明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（**経済産業**七四）　一
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則（**同**七五）　二
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（**同**七六）　六
○鉱業法施行規則の一部を改正する省令（**同**七七）　四
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（**同**七八）　四
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**三三九）　五
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**二〇〇四～二〇一九）　五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州銀行監督機構の標章を指定した件（**経済産業**一八三）　五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州イノベーション・技術機構の標章を指定した件（**同**一八四）　五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際鉄道輸送政府間組織の標章を指定した件（**同**一八五）　五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国連貿易開発会議の標章を指定した件（**同**一八六）　五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際連合大学の標章を指定した件（**同**一八七）　五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された世界観光機関の標章を指定した件（**同**一八八）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五事業年度財務諸表、型式適合認定、型式部材等製造者の認証関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省令

○経済産業省令第七十四号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第六十七条第一項の規定に基づき、貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令を次のように定める。

令和六年十一月七日

経済産業大臣　武藤　容治

貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令

目次

第一章　総則（第一条―第四条）　九
第二章　掘削用機械（第五条―第十条）　六〇
第三章　火薬類取扱所等（第十一条）　六二
附則　六二

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　「掘削用機械」とは、土地の掘削の用に供する貯留等工作物であって、次に掲げる構造物、基礎、設備及びこれらの附属設備からなるものをいう。

イ　やぐら（掘管その他の坑井を掘進するための設備（以下「掘管等」という。）を支持する構造物及び基礎をいう。）

ロ　巻揚機（掘管等をつり上げ、又はつり下げるためのロープ（以下この号及び第六条第二項において「巻揚用ロープ」という。）を巻き上げ、又は巻き下ろすための設備をいう。）

ハ　トラベリングブロック等（トラベリングブロック（巻揚用ロープによりクラウンブロック（やぐらの上部に設置され、巻揚用ロープにより巻揚機と接続される定置式の滑車をいう。第六条第二項において同じ。）につり上げられる移動式の滑車をいう。第七条第一項において同じ。）、フックその他の掘管等をつり上げるための設備をいう。）

ニ　泥水循環設備（泥水を循環させるためのポンプ並びにそのポンプと一体となって泥水循環の用に供されるロータリーホース（掘管等の上部に接続され、坑井内部へ送る泥水を通ずるホースをいう。第八条第三項及び第四項において同じ。）及びタンク並びにこれらの附属設備の総合体をいう。）

ホ　噴出防止設備（土地の掘削の作業において、坑井からガス等の噴出するおそれが多いときに、地層からの流体の侵入を防止するために坑口の上に設置する装置及び当該装置と一体となって坑井内部の圧力制御を行うための設備の総合体をいう。）

二　「火薬類取扱所」とは、試掘の用に供する火薬類を存置するために設ける建物をいう。

（立入りの防止）

第二条　試掘場（法第五十九条第一項第三号に規定する試掘場をいう。以下同じ。）には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じることとする。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。

（保安通信設備）

第三条　試掘場には、緊急時に迅速な通信を確保するため、適切な通信設備を設けることとする。

（保安距離）

第四条　坑井からのガス等が噴出した場合の被害の発生を防止するため、当該坑井の坑口から住宅、学校、病院その他の施設に対し適切な距離を有することとする。